

一般社団法人 言語処理学会 会費に関する細則

第1条 この法人の会費については、定款に定められたことのほかは、この細則による。

第2条 この法人の年会費については、次のとおりとする。

- 1) 正会員 8,000 円 (ただしシニア会員は 4,000 円)
- 2) 学生会員 4,000 円
- 3) 賛助会員 1 口 50,000 円
- 4) 特殊購読会員 10,000 円